

外来患者のみなさま

インフルエンザ予防接種の実施について（ご案内）

1. 実施期間

平成 30 年 10 月 15 日（月）から平成 31 年 1 月 31 日（火）まで
水曜日・日曜日・祝日（振替休日を含む）は実施していません。

2. 費用

一般の方（1 回目）	3,500 円
特定条件（★）に該当する方	1,600 円 (広島市以外は市町により異なります)
特定条件（★）に該当する方で非課税の方	0 円

※ インフルエンザにより幅広く対応するため、一昨年からワクチンに含まれるウイルスの型が 4 種類（A 型 2 種類、B 型 2 種類）に増えました。

それ以前は 3 種類（A 型 2 種類、B 型 1 種類）

★特定条件の対象者：広島市及び表 1 の市町にお住まいの方で以下の①、②いずれかに該当する方

①65 歳以上の方

②60 歳以上～65 歳未満の方で、

心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又は

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する

もしくは別記の「予防接種法施行規則第 2 条の 2 該当者確認書」に該当する方。

いずれかの障害で

身体障害者 1 級相当の

障害を有する方

※ 上記の方で、生活保護世帯に属する方又は市町村民税の非課税の方は、自己負担金は免除されます。該当される方は、保険証とお住まいの市町で発行される証明書を持参してください。

(裏面に証明書の種類を記載しております。)

表 1

海田町、府中町、安芸高田市、江田島市、大崎上島町、大竹市、尾道市、北広島町、
呉市、坂町、庄原市、神石高原町、世羅町、竹原市、廿日市市、東広島市、福山市、府中市、三次市、
三原市、熊野町

注) 広島市、海田町以外の方は事前に市町へ申請が必要となります。

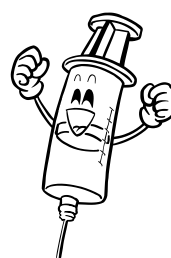
※ 自己負担金が 1,600 円となるのは、1 回限りです。2 回目を接種する場合は、任意接種となり一般の方と同額になります。

※ ワクチンの数に限りがございますので、できるだけ早めに接種してください。

【お問合せ先】

広島市医師会運営・安芸市民病院

代表電話：082-827-0121



市・県民税課税台帳記載事項証明書の代用となる書類

- ① ご自宅へ送付された介護保険料納入通知書（所得段階が 1～3 段階の方のみ、証明書類として使用できます。8 月に送付された書類のみ使用可。）
- ② 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（若草色）
- ③ 介護保険負担限度額認定証（ピンク色）
- ④ 介護保険特定負担限度額認定証（ピンク色）
(特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証)
- ⑤ 介護保険利用者負担額減額・免除等認定証（レモン色）
(特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証)
- ⑥ 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（空色）
- ⑦ 中国残留邦人等支援給付に係る本人確認証（白色）

※ 今年度から「市民税・県民税納税通知書兼領収書」は代用書類とはなりませんのでご注意ください。

※ 上記の①～⑦をお持ちでない場合は、住民票上の世帯全員の市・県民税課税台帳記載事項証明書（税額用）が必要です。一人でも所得割が課税されていると、減免の対象とはなりませんので、よく確認してから証明書を請求するようにしてください。